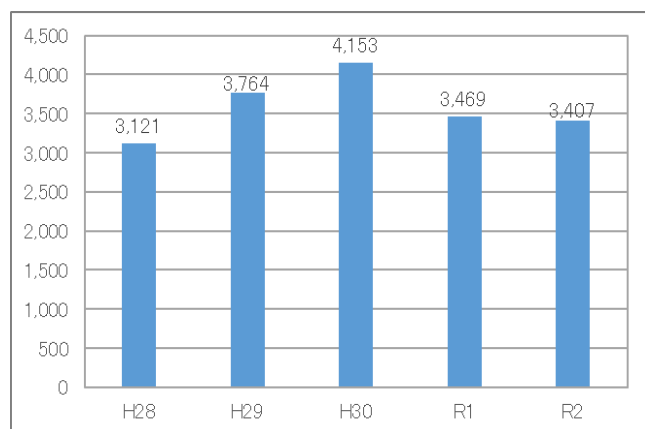


## 不要なら断る勇気を

高齢者は比較的、家で過ごす時間が多いことから、電話や訪問による事業者からの勧誘をきっかけに思わぬトラブルにつながる場合があります。今回は、高齢者に多いトラブル事例に加え、トラブルを避けるためのポイントをご紹介します。

- ▼配置薬の補充のため定期的に事業者が訪問する。体の不調について親切に話を聞いてくれたため、勧められるまま高額な健康飲料を購入した。量が多すぎて飲み切れないので解約したい。(70代・女性)
- ▼不要な衣類を高値で買い取りますとの勧誘電話を受けた。ちょうど片付けたいものがあったため、事業者に来てもらうことにした。やってきた事業者は、古い衣類には目もくれず、貴金属はないかとしつこく尋ねられ、怖い思いをした。(70代・女性)
- ▼近所で工事しているという事業者があいさつにやって来た。ついでに無料で屋根の点検をしてくれるというのでお願いした結果、写真を見せられ、高額な屋根修理が必要だと言われた。本当だろうか。(70代・男性)

突然自宅を訪れて勧誘をする事業者、料金が安くなるなど得になる話を持ち掛ける電話勧誘など、高齢者はついつい相手の話を必要以上に丁寧に聞いてしまい、断り切れず契約をしてしまったという相談も少なくありません。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
高齢者の消費トラブルに関する相談件数

必要がなければ「いりません」「興味がありません」「契約しません」などの言葉ではっきり断ることが大切です。また、その場で契約を決めることはせず、家族など身近な人に相談したり、他社で相見積もりをとったりすることもトラブルを避けるポイントです。契約の状況によっては、クーリングオフや契約の取り消しができる場合もあります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。